

令和4年度 冬季一般入学者選抜  
法律科目試験  
論文式（憲法，民法，刑法）試験問題

**注意事項**

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子は7枚綴り、問題は片面に印刷されています。  
試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
3. 解答用紙には、解答欄のほかに、科目欄と受験番号欄があります。
  - (1)科目欄 「憲法」「民法」「刑法」と記入してください。
  - (2)受験番号欄 受験番号を記入してください。正しく記入されていない場合は、採点されないことがあります。
4. 解答は、配られた解答用紙に、第1面の左欄，右欄，第2面の左欄，右欄の順に、記入してください。解答欄が足りなくなっても、解答用紙を追加配布することはありません。
5. 解答用紙に定められた以外のことを記入した場合は、解答が無効になります。
6. 解答用紙への記入は、ボールペン又は万年筆（インクは、黒，青，ブルーブラックに限り、また、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）を使用してください。解答を訂正するときは、削除したい部分は一本線で消し、付け加えたい部分は分かりやすく記入してください。
7. 試験中、試験室で使用できる用具は、上記筆記用具のほか、下書き用に黒色の鉛筆，シャーペンシル，プラスチック製消しゴム，携帯用鉛筆削り，時計（計時機能だけのもの），眼鏡です。ラインマーカー，下敷きは使用できません。時計のアラーム，携帯電話等は電源を切ってください。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 途中退席はできません。気分が悪くなった場合等は手を挙げて監督者の指示に従ってください。
10. 解答用紙は回収しますので、試験を放棄する場合も持ち帰らないでください。
11. 問題冊子は持ち帰ってください。

目 次

憲 法	.....	1
民 法	.....	3
刑 法	.....	5

## 憲法

次の【事実】に含まれる憲法問題について論じなさい。(配点：50)

### 【事実】

Xは、A県内に、戦前よりXの親族から代々受け継がれている土地(以下、「本件土地」とする)を所有していた。20XX年1月、Xは、本件土地の地中に、時価1億円相当の金塊が埋まっているとの情報を得たため、それを採掘し、売却することを計画した。

同年3月、テロ対策を理由に、私人の土地の利用に一定の制限を課することができる新たな法律(以下、「土地利用法」とする)が制定された。そして、Y(内閣総理大臣)は、土地利用法に基づき本件土地を重要区域に指定し、また、調査の結果、Xによる採掘計画を進めると、もし本件土地周辺でテロが起きた場合に、国家安全保障の観点から重大な支障となるおそれがあるとの結論に達した。そのため、Yは、既に採掘を開始していたXに対し採掘(以下、「本件採掘」とする)を中止するよう勧告したが、Xは当該勧告に従わなかったので中止命令を下した。なお、Yは、テロが行われるとの具体的な情報を得ていない。

Xは、本件採掘を禁じるYの命令は、Xの憲法上の権利を侵害すると考えている。

### 【参考条文】

#### 「土地利用法」

第一条 この法律は、その利用等が国家安全保障の観点から重大な支障となるおそれがある重要な土地について、その利用等に対し必要最小限の規制を行うことにより、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

第六条 内閣総理大臣は、土地の利用等が国家安全保障の観点から重大な支障となるおそれがある区域を、重要区域として指定するものとする。

第九条 内閣総理大臣は、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長と連携して、重要区域内に所在する土地の所有者や利用の実態その他の事項に関する調査を行うものとする。

第十四条 内閣総理大臣は、第九条に基づく調査をした結果、その土地の利用等が国家安全保障に係る利用等に該当すると認めるときは、当該土地の利用等の内容の変更又は中止を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十四条の規定による変更又は中止の命令に違反して土地の利用等をした者

**\* 出題趣旨**

本問では、私人の財産権が制約された場合、Yの行為が、憲法に照らしてどのように判断できるのかを問うた。

まず、①財産権はどのような性質かを検討しているか、次に、②本問ではそれがどのように制約されているか、そして、③上記の二点を踏まえた上で審査基準を決定しているか、最後に、④本問へのあてはめが適切になされているか、⑤損失補償の可否について論じているか、⑥国家の安全など、公共の福祉の中身について具体的に検討しているか、などを総合的に判断する。

## 民法

以下の【事実】を読んで各設問に答えなさい。

(配点：50〔設問1〕,〔設問2〕及び〔設問3〕の配点は、15：15：20)

### 【事実】

1. Aは、所有する店舗用建物（以下、「甲建物」。価額5000万円）をBに賃貸している。Bは、甲建物の引渡しを受け、甲建物を店舗として利用し、毎月の賃料100万円をAに支払っていた。

2. ところが、Aは、自らの事業の資金繰りに困り、令和4年1月26日、甲建物について令和5年1月から令和9年12月までに生じる60ヶ月分の賃料債権（以下、この期間の賃料債権をまとめて「 $\alpha$ 債権」という）をCに5000万円で買い取ってもらった。Aは、 $\alpha$ 債権をCに譲渡した旨を確定日付のある証書によってBに通知し、この通知は、令和4年1月28日にBに到達した。

3. しかし、さらに資金を必要としたAは、その後、甲建物をDに5000万円で売却し、令和4年6月末までに、Dは代金の支払と引換えに甲建物について所有権移転登記を備えた。

### 〔設問1〕

【事実】1と2を前提として、Cは、 $\alpha$ 債権の弁済期が到来すれば、その弁済をBに対して請求することができるか。

### 〔設問2〕

【事実】1から3までを前提として、Dは、Bに対して甲建物の賃貸人の地位を主張することができるか。

### 〔設問3〕

【事実】1から3までを前提として、Bは、 $\alpha$ 債権の弁済期が到来すれば、その弁済をCとDのどちらにしなければならないか。

### 【出題趣旨】

〔設問1〕は将来の不動産賃料債権の譲渡について、〔設問2〕は賃貸不動産の譲渡に伴う賃貸人の地位の移転について、それぞれ基本的理解を問う問題である。いずれも平成29年の債権法改正によって判例法理が明文化されている（民法466条の6、同467条1項括弧書き、同605条の2第1項及び第3項を参照）。そのため、これら条文に即して論じることが求められている。〔設問3〕は、この二つが競合した場合にどのように処遇すべき

か、を問う問題である。関連する判例として最判平成10年3月24日民集52巻2号399頁等があるものの、最高裁判所はいまだ立場を示さず、学説においても見解が分かれている。どのような立場に依拠するにせよ、それだけ充実した論証が求められる。

刑法

問1

下の【事実】に関する(1)から(3)までの問いに答えなさい。なお、(2)と(3)とは、刑法理論上のある論点における異なる立場からの論理を記載しなさい。

- (1) 甲に成立する可能性のある罪は、刑法(明治40年法律第45号)何条が定める罪か。  
(配点: 4)
- (2) (1)で答えた罪の成立を否定する結論は、どのような理論上の立場から、どのような論理で導くことができるか。  
(配点: 8)
- (3) (1)で答えた罪の成立を肯定する結論は、どのような理論上の立場から、どのような論理で導くことができるか。  
(配点: 8)

【事実】

大学で心理学を学んでいる甲(22歳)は、「スマホ利用を禁止された人の行動について」という卒業論文を書くための実験として、同学部の友人X(22歳)に「僕が用意する部屋に2日間・48時間入って、その間、スマホ、ネット・パソコンなど外部と情報のやり取りをする機器を全く使わずに生活してみてくださいませんか。悪いけれど、部屋は外から施錠させてもらう。食事は、毎日3回、決まった時間に、玄関扉の郵便受け口から僕が弁当を入れる。終わった段階でお礼に3万円渡すよ」と頼んだところ、Xは「3万円貰えるならば」と喜んで応じ、7月5日午前8時から同月7日午前8時までの48時間、情報機器のない部屋の中で生活した。ところが、甲はこの種の実験を何人にも実施したためほぼ予算を使い果たしており、何人か前から、謝礼には1万円しか支払うことができなくなっていた。それでもつい、最初の頃の口調で「3万円渡す」と言ってしまう、訂正するのも恥ずかしいから何も言わずにいた。

甲は、7月7日の午前8時過ぎ、Xのいる部屋に行って扉の錠を開けた。そしてXに「お疲れ。お礼のことだけれど、済まないが1万円で我慢してくれ。それ以上、払えないんだ」と詫びたところ、Xは激怒して「泥棒。お前みたいなヤツとは、もう付き合わない」と言って、甲が差し出した1万円も受け取らずに帰って行った。

(次ページに第2問があります。)

問2

次の【事実】における甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

（配点：30）

【事実】

甲の隣に住んでいるXは、為替取引などで大儲け<sup>もう</sup>をして、自宅敷地の中の、甲の家に近いあたりに倉庫を新築した。倉庫には、儲けた金で購入した美術品や貴金属などを入れて置くのだそうだ。Xがそういう話を吹聴するものだから、甲としても倉庫の工事の進み具合に関心を持ってしまい、毎日のように、甲の家のすぐ目の前で進む工事の様子を見ていた。すると、甲の家の目の前にある倉庫の裏口扉には、甲がよく知っているメーカーの錠前が使われていることを発見した。甲は若い頃、扉に錠前を取り付ける工事を仕事にしていたため、工事現場に運ばれてきた錠前の箱や、そこに書かれた番号を見れば、どの会社のどの形式の錠前であるかを、一目で見分けることができたのである。

Xの倉庫の裏口扉の錠前は、Aというメーカーのものであった。Aの錠前には、1つの錠前に合う鍵が1本しかないタイプ（主として個人用。以下、「 $\alpha$ タイプ」と言う。）のものと、個別ユーザー用の鍵のほかにマスターキー（建物の管理人などが所持して、複数の錠前を開けることができる鍵）によっても開けることができるタイプ（以下、「 $\beta$ タイプ」と言う。）のものがある。甲は、倉庫工事の現場で見た錠前の型番から、倉庫に設置が予定されていた錠前は $\alpha$ タイプのものであるが、これを $\beta$ タイプのものと交換すれば、——Xはもちろん、自分に渡される鍵で解錠できるが——甲がマスターキーを持ち続けていれば、これを使っても解錠できることに気がついた。

「Xの倉庫扉のマスターキーを手に入れば、Xの倉庫からXの貴金属などを自由に持ち出すことができる！」——そう考えた甲は、錠前の工事をしていた時期の知り合いに頼んで、 $\beta$ タイプの錠前を（ユーザー用鍵、マスターキーと合わせて4万円を支払って）手に入れた。まだ倉庫に取り付けられていない扉に錠前だけが取り付けられていた時点のある日、Xが家を空けている隙に、甲は、扉に取り付けられていた錠前を取り外し、自分で仕入れた $\beta$ タイプの錠前を取り付ける工事をし、そのマスターキーは自分のところに、ユーザー用の鍵は——倉庫が完成した段階でXに手渡してもらうために——錠前の入っていた段ボール箱の中に入れておいた。扉から取り外した $\alpha$ タイプの錠（それでも、3万円ほどの値段はする。）は、工事作業をする人たちに見つからないように、少し離れた地区で不燃ゴミとして捨てた。

Xの倉庫の工事は、その後半月ほどで竣工し、やがてXは、いろいろな荷物を倉庫に運び入れた。最初のうち、Xは新しい倉庫とそこに入れた「宝物」を見るために、一日に何度も倉庫に入っていたので、甲は用心して何もしなかったが、Xが倉庫に出入りしなくなったある日、甲はマスターキーを使ってXの倉庫に入り、貴金属など合わせて90万円相当の「宝物」を持ち出し、ネットオークションで売却した。Xは最近、さらに為替取引で儲け、金貨などを買い始めた。売却しやすい金貨は、甲にとって都合のよい「宝物」であるので、甲は、Xが金貨を倉庫に収納する日を楽しみにしている。

## 出題趣旨

問1は、監禁罪の事例を素材として、錯誤による同意が違法阻却の効果を失う場合について論理的説明をさせることにより、それを違法本質論と関連付けて説明することができるか、たとえば結果無価値論からは法益を単位とする処罰の断片性に基づいて主張される法益関係的錯誤理論の内容を適切に示し、それを事例に適用することができるか、などを判断する。

問2は、窃盗罪が問題となり得る事例を素材として、他の財物（「宝物」）を領得する計画の中で犯される財物（ $\alpha$ タイプの錠前）奪取行為において、後者の財物について不法領得の意思を認めることができるか、また、そうした場合における財産犯の成否を論じさせることによって、領得意思の内容、判例の態度などを適切に理解しているかを判断する。